



昭和村

議会だより

第 168 号 令和 4 年 2 月 16 日発行



「見て、見て！」お団子上手にできたよ！

発行／昭和村議会
編集／議会だより編集委員会

〒968-0103

福島県大沼郡昭和村大字下中津川字中島652

☎0241-57-2198 FAX0241-57-3044

目 次

- 議案審議の内容 2～3
- 村政を問う 4～9
- 議会活動の報告・お知らせ ... 10

条例改正等

12月議会定例会では、条例案等が可決されました。議案の主な内容についてお知らせします。

特別措置法の創設などに伴い所要の改正を行う。

昭和村国民健康保険条例の一部を改正する条例

出産育児一時金の支給額の見直しに関する健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、所要の改正を行う。

福島県特定事業活動振興計画に基づく村税の特例に関する条例

福島復興再生特別措置法に規定する、提出特定事業活動振興計画に基づく事業活動施設等を、新設などした事業者に対して、固定資産税の課税免除の措置を講ずるため、新たに定めるもの。

昭和村税特別措置条例の一部を改正する条例

過疎地域自立促進特別措置法の期限が到来したこと及び、過疎地域の持続的発展の支援に関する

補正予算

令和三年度昭和村一般会計補正予算（第八号）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ千三百

76万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億8千50万円とする。

令和三年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第三号）

【追加議案】

令和三年度昭和村一般会計補正予算（第九号）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4百90万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億8千5百40万円とする。

報告

昭和村国民保護計画の変更について

平成19年に策定した既存の計画について、引用する法律や、本村の社会的特徴及び行政組織など、軽微な変更を行い、このたび県との協議が終

了したことから、法律の規定に基づき、議会へ報告をするもの。

賛成討論要旨

今、国会でにぎわっている子育て世帯の特別給付金ですが、国は、当初給付はクーポンか現金かの選択ということであり

ましたが、村では地域性も鑑み現金給付を選択しており、現金給付が一番

即効性もあり使い道がよいと考えますので、採択後は速やかに年内給付ができるようにしていただ

きたいと。福祉灯油緊急事業ですが、近年の原油の高騰は著しいものがあり、現時点で国から特別交付金交付措置はないものの交付されるものとして各自自治体では予算計上しており、既に議会の承認を受けている自治体もあります。結果的に自治体の財政状況にもよれば

らつきが生じており本村

より2倍の助成措置を行った町村もあります。

こうした現状において、灯油は広く一般家庭に使用するものであるため様々な声があるものと思われまし、助成額についてもあると思います。

今回、住民非課税世帯を対象とした助成事業ですが、本村では約43%の家庭が対象となっており、原油の高騰による灯油の値上がりは特に経済的負担が大きいため、助成措置を行うことを対象者にはもちろんのこと一般の方にもよく事業内容を理解していただけるよう公表して実施していただくことを申し述べ、令和三年度一般会計補正予算に賛成いたします。（他2名の賛成討論がありました。）

議案の審議

令和3年第4回議会定例会議案の審議結果

12月定例会で審議した議案と、その議決結果です。(審議した順に掲載。)

議案名	議決結果	栗城徳雄	青木秀元	渡部節雄	東原源伯	馬場栄三	栗城敏郎	菅家敏章	馬場政之
昭和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
昭和村税特別措置条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
昭和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
令和3年度昭和村一般会計補正予算(第8号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
令和3年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
人権擁護委員候補者の推薦について	同意	○	○	○	○	○	○	○	議長
昭和村国民保護計画の報告について	—	—	—	—	—	—	—	—	—
【追加議案】 令和3年度昭和村一般会計補正予算(第9号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長

令和4年第1回議会臨時会議案の議決結果

1月17日に臨時議会が開かれました。審議した議案と、その議決結果です。(審議した順に掲載。)

議案名	議決結果	栗城徳雄	青木秀元	渡部節雄	東原源伯	馬場栄三	栗城敏郎	菅家敏章	馬場政之
令和3年度昭和村一般会計補正予算(第10号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長

※「○」は賛成、「×」は反対、「欠」は欠席、議長は議決に加わらないため議長採決以外は「議長」と表記。

議会事務局へおいでください！

「議会だより」に掲載されている内容は、議会の一部です。本会議での議員の質問や質疑、村長等の答弁の全内容を掲載した「昭和村議会 会議録」が議会事務局でご覧になれます。なお、注意していただく点などもございますので、議会事務局(電話57-2198)へお問い合わせください。

村政を問う

一般質問



馬場 栄三 議員

Q 米価大幅下落、稲作経営者への支援は

問 昭和村の基幹産業である稲作経営について、今年度の米価決定を受け、村長の認識を伺う。

一つである水稻を経営される皆様にとって、厳しい状況にあると認識しているところであり、令和4年産米の作りに向けた種子、資材代等の資金繰りや、今後の需要改善の見通しが不透明なため、営農継続に対する不安などが生じ、生産者の意欲減退による規模縮小や離農、さらには、新たな遊休農地や耕作放棄地の発生も危惧しているところである。

村長 新型コロナウイルスの影響が長期化し、想定を超える需要緩和から、全国において米価が大きく下落している。また、原油価格の高騰による春肥料等の価格上昇も懸念されており、農業者の経営をさらに圧迫する苦しい状況も予想される。本村の基本作物の

問 コロナ感染による経営の停滞は、国難と考えられ、生産調整など、一市町村では限界がある。国がリーダーシップを取るべきではないかと私は考えるが、村長の考えを伺う。

村長 主食用米の価格や需給を安定させるため、国や関係機関における需給調整の仕組みは、必要不可欠であると考え。あわせて、米の消費量を増加させる取組や、デジタル技術を活用した低コスト生産体系の確立、米に代わる新たな作物の導入支援など、米政策の方向性や総合的な施策について国から示していただく必要があるものと考えている。

問 会津管内各市町村も米価下落を受け、各支援を考えたようであ

るが、当村において、支援策があるかどうか、伺いたい。

村長 国や県における支援内容の精査を行うとともに、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金等を財源とした、稲作販売農家に対する村独自の支援策について、検討を行っているところある。

Q 「日本で最も美しい村」連合加盟について

問 加盟から1年数か月が経つ。今までの活動、取組と課題について伺いたい。

村長 連合に関連する活動や事業については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、中止又はオンラインや書面での開催とな

っている。他地域との交流や誘客などは、状況を見ながら取り組まざるを得ないが、村の話題や特産品を連合のホームページや季刊誌等で情報発信するなど、可能なところから取り組んでいるところである。

問 村民の理解、周知が必要と考えるが、村長はどうお考えか。

村長 村民の皆様に対しては、連合に加盟したことのお知らせとして、からむし工芸博物館の外壁に連合加盟の看板を設置し、広報しようわの表紙には、連合のロゴマークを毎月掲載するなど、周知をしているところであるが、さらに村民の皆様が、さらに村民の皆様の美しい村づくりへの機運が高まるよう努めてまいりたいと考えている。

村政を問う

一般質問



菅家 敏章 議員

Q 空き家の老朽化前の対策について

問 村内には、特定空家に該当する家屋は何件あるのか。また、どのような対策を考えているのか。

村長 昭和村空き家等対策協議会で特定空き家等に認定している物件は、平成30年に認定した1件だけである。令和2年3月には、倒壊した場合などに周辺への影響が大きいと思われる家屋4件について、外側からの破損状況などの確認及び傾斜の測定を行い、協議会において、その4件の

うち1件を特定空き家等に認定し、他の3件は周辺に及ぼす緊急性が低いため、特定空き家等の候補としたところである。認定した1件と令和2年に候補となっている3件については、いずれも所有者や関係人の所在がはっきりしていないなど、非常に困難な物件であるが、関係人などの搜索を引き続き行い、適正な管理につながるよう努めてまいりたいと考えている。

問 行政も空き家バンクに登録してもらい、老朽化前の対策はしているが、進捗状況はどうなのか。

村長 空き家バンク制度の更なる利活用の促進を図るため、所有者が帰省された際に、担当者が訪問し説明を行うなど、積極的な対応に努めている。本年度に於いては、空き家対策のチラシに、適正管理及び注意喚起を引き続き周知するとともに、未登記物件の相続や管理等における各種助言等、さらに空き家バンクを利用されている方々の感想やご意見を掲載するなどの見直しを行い、複数の所有者の方から登録の申込みに関する連絡をいただくなど、新たに7件の登録が完了している。

問 土地統計調査によると、全国の空き家8

48万9千戸とあり、政府は25年までの10年間で管理不全の空き家20万件を撤去改修する目標を上げているが、この場合の撤去費用は、国が出すのか、また各行政が出すのか、持ち主が出すのか伺う。

村長 国では、自治体への財政面での支援措置として、空家対策総合支援事業を創設し、自治体による空き家の活用、除却、実態把握、所有者の特定などに係る費用の5分の2を国が負担することとしているが、除却を実施するに当たっては、所有者の同意や除却後の跡地の活用が必須の条件となっている。また、空家特措法では、自治体による強制撤去が可能とされており、所有者に対して改善を要求しても対応しない場合に、所有者に代わって除却する行政代執行があるが、その費用は所

Q 滝谷川土砂撤去について

有者に請求される。

問 国道401号小野川地内、橋爪橋上流百米ートル付近、そこに土砂が堆積し、水害が起きると農地に水が入るので、早急に県に要望して土砂の撤去をお願いしたいが、長の考えを伺いたい。

村長 河川内の立木等の伐採や、堆砂除去については、河川管理者である県に対し、毎年要望を行い、その対応に当たっていただいている。小野川地内の滝谷川河川内に堆積している土砂や繁茂している立木等は、状況を確認しており、県宮下土木事務所へ情報を提供するとともに、堆砂除去や立木の伐採等について、要望を行ってまいりたいと考えている。

村政を問う

一般質問



栗城 徳雄 議員

Q 敬老の日プレゼント（商品券3千円）を昭和ホーム入所者へ差し上げないのは差別ではないのか。理由を問う。

図 住所が昭和村にある70歳以上の方が対象者になっているのにもかかわらず、なぜ昭和ホーム入所者で対象者に該当する方が外されたのか。

村長 まず、昭和ホームでは入所者の健康状態にも配慮しながら独自に敬老会を開催していることから、近年、村の敬老会にホーム入所者を招待してこなかった経緯がある。今回の敬老お祝いの商品券

配布は敬老会が昨年引き続き中止になったことに伴う代替の事業であり、各世帯ごとにカスミソウの花束を送りした令和2年度にない、敬老会招待者世帯372世帯に3千円相当の記念品又は商品券の配布を想定した事業である旨、令和3年3月議会で答弁し、ご可決いただいた。そして、令和3年9月議会閉会後に議会の総意として議長から、当初予算で可決した世帯単

位の配布を改め、要件に該当する個人に商品券を配布していただきたいとの要望を受けた。本来であれば議決された予算に基づき事業を執行するところだが、公平を失うのではないかとご意見を真摯に受け止め、要件を満たす個人513人に3千円の商品券を配付した。行政の基本は、言うまでもなく公平、平等であり、次年度以降の村敬老会については、公平感を失うことのないよう、慎重に検討を進めてまいりたいと考えている。

図 昭和ホーム入所者へも配るべきだと申し上げてから50日以上たっている。なぜ昭和ホーム入所者へ配ると速やかに判断できなかったのか、速やかに判断できなかった理由は。

村長 昭和ホームの入所者を対象者に加えなかったことについては、結果的に不公平感を起こしてしまったと、公平感を失ってしまったというふうに、私自身判断をしたので、遅くなったが、配布をさせていただいた。

Q 博士トンネル開通後の利活用について

図 開通までは秒読み段階に入ったと言ってもいい状況になってきたが、トンネル開通後の利活用を具体的にどのように考えているのか、例えば、公共交通はどうするのか、村の活性化で利活用はどうするのか、公共交通は？バスは許可が必要だ。

村長 年間を通じて通行が可能になることに

より、会津若松市方面への交通アクセスが向上し、医療、福祉、商業、農林業、観光、教育など、あらゆる面において利便性の向上や地域経済の活性化が計られるとともに、UターンやIターン等による移住定住の増加も見込まれるなど、本村の振興に大きく寄与するものと思われる。地域公共交通の長期的な見通しの策定を始め、本村にしかない地域資源の発掘や磨き上げ、効果的な情報発信等による誘客を行い、関係人口の拡大を図るなど、本年度からスタートした第6次昭和村振興計画において、様々な施策を計画し取組を開始しているところである。なお、バスの許可については、2年以内となっており、十分間に合うと判断している。

村政を問う

一般質問



渡部 節雄 議員

Q 来年度予算案について

問 行政の仕事の根幹は何かと考えた場合、それは福祉であると言いたい。来年度予算案においても福祉関連は中核になると思われるが、予算案の柱は何か。

村長 新年度予算については、第6次昭和村振興計画で目指す「心地よく」暮らす、心穏やかに、不安なく暮らせる村づくりの実現に向け、各基本目標の達成のために位置づけた施策である実施計画を基に編成する。

問 昭和村全域のWi-Fi化の構想は変わっていないのか？目的を決めてから手段を探すのが常道であると考えるが、今回は順序が逆ではないか。DXの推進について、他の自治体は行政システムのデジタル化に力を入れている。今年度予算のWi-Fi環境調査、440万円の内容は。

総務課長 住宅密集地での伝搬状況、それから遮蔽物のない箇所での伝搬状況、そして河川横断時のアクセスポ

イント間の通信状況、複数の中継地点を設けた場合の通信速度の調査が主なものである。

問 現在の昭和村では携帯電話の圏外地域が存在している。またスマホの5Gの受信環境にもなっていない。村全域のWi-Fi化の前に、舟鼻峠、網木溪谷、矢ノ原地区、昭和の森キャンプ場、この地区で携帯電話が使えるようにするのが順序ではないか。

村長 毎年、村では携帯電話の事業者に、不通信地域の解消について整備計画があるのかどうか調査している。先には進んでないような回答が毎年上がってきている。

Q 新規就農者と空き家対策

問 来年度の新規就農者が4組と聞いています。新規居住者は歓迎するところであり、まして夫婦ものであれば大歓迎です。住む家がなく困っていると聞き、確かめてみると家の手当はこれからとのこと。この空き家の改修資金は相当掛かると聞いています。資金面で暗礁に乗り上げることが出てくるのではないかと心配しています。

村長 住居の確保や予定については、就農希望者に確認したところ、村内の空き家や大芦地区の新規就農住宅、また、村営住宅への申込みを予定していると伺っている。居住の不足に関する問題については、現時点ではないものと認識している。

問 振興計画審議会で先端的過疎という言葉が出てきましたが、いくら通信網をめぐらしても、デジタル化を進めても過疎は過疎。人口減少に歯止めをかけ、耕作放棄地を減らしていくためにも、新規就農者の力というのは非常に期待できる。

村長 支援体制は、財政的な支援ばかりではなく、営農の指導体制、これにも非常に重要な部分がある。農業改良普及所の指導、先達のカスミソウ農家の好意的な受入れが定着につながっているかというふうと思う。今後も人数が増えることによって、さらに強固なものにしていかなければならないと思う。



村政を問う

一般質問



青木 秀元 議員

Q 携帯電話が通じない国道の電波解消について問う。

問 携帯電話が通じる地点まで移動しなければならず、困ったと耳にする。認識を伺う。

通話地区の早期解消が図られる必要がある。

問 解消対策はあるのか伺う。

村長 山間部では地形的な要因から、いまだ通信ができない場所が存在し、現在の携帯電話普及率を考えると、地域格差が大きく、地域内外の情報交流に著しく支障を来していると考えている。

村長 携帯電話不通話地区の解消に向け、これまでも機会を捉えて、携帯電話事業者には要望するとともに、毎年、整備計画の有無について調査をしている。

情報通信格差の是正と地域住民の安全な暮らしの確保のため、不

Q 有害鳥獣被害対策について問う。

問 有害鳥獣被害軽減対策は、次年度以降も取り組むとされているが、効果について伺う。

村長 広範囲での電気柵を設置した集落や法人及び団体、また、個人で電気柵を設置した方からは、昨年度と比較し、農作物や耕作地への被害が大幅に減少していると同っている。

有害鳥獣の捕獲に従事されている方も増加し、積極的な捕獲活動を行っていただいていることから、個体数の減少が図られているものと考えている。

問 電気柵を設置しても、侵入し、農地・農作物に甚大な被害をも

たらす現場を目にする
が有効な手段はないのか伺う。

村長 有害鳥獣の種類に応じた電線の段数設定がなされていない場合や、電線間の間隔が広過ぎる場合、また、雑草等の抵触による電圧の低下などにより、期待される効果が発揮できず、有害鳥獣が侵入し、農作物や農地等に被害を及ぼしてしまいう事例もある。電気柵の設置による侵入防止対策を効果的に行って頂けるよう、猟友会や関係機関と連携を図りながら、講習会の開催等について検討してまいる。

Q マツタケの条件付き解除について問う。

問 非破壊検査法による出荷制限解除の品目は拡大すると想定するが、野生マツタケの条件付出荷について、可能な限り対応すべきと考えるが、見解を伺う。

村長 県会津農林事務所森林林業部へ確認したところ、品目の拡大を検討していると伺っているが、具体的な品目については、現時点において不明との回答があった。野生の山菜についても、野生キノコと同様の対応に対する要望が寄せられていることから、検討を行っていると同っている。

村として、野生マツタケ以外の品目につきまして、出荷制限の解除を目指し、今後、県や関係機関と連携を図りたいと考えている。

村政を問う

一般質問



栗城 敏郎 議員

Q 第6次昭和村振興計画の進捗について

問 現状における施策の効果について説明を求める。

村長 「持続可能な協創のむら」に係る事業については、コロナ禍により集会などが制限されていたことから、計画どおり進捗していない事業もある。

「心地よく暮らせるむら」に係る事業については、コロナ禍により実施できなかった事業も一部あるが、おおむね計画どおり進捗して

いる。

「生きる力を育む教育のむら」に係る事業については、ハード事業は計画どおり進捗している。ソフト事業は一部に進捗の遅れがあるが、これについても新型コロナウイルスの影響を受けたためである。「生業と誇りある仕事を生むむら」に係る事業についても、先ほどの項目と同様に、ハード事業は計画どおり進捗しているが、ソフト事業は、コロナ禍の影響を受け、実施には至らなかった事業もある。「先端的過疎への挑戦」に係る事業は、県と会津地域13市町村で構成する会津地方デジタル変革プロジェクトと連携し、計画どおり進めているところである。「選択と集中の行政運営」に事業は計画に沿って進捗している。

Q 「協創・共助」の村づくりについて

問 「皆さんの声聞かせてください」事業を通して村民の声を伺ったが、どのような評価をされたのか。

村長 村民の皆様の声を村政に反映させるため、従来までの地域づくり懇談会や村長との対話室のほかに、自由なタイミングで提案できるような仕組みとして企画をしたところ、

幅広い年代からご提案やご提言をいただき、感謝しているとともに、協創・共助の村づくりを進める上で、貴重なものと受け止めている。

Q マイナンバーカードについて

問 本村のマイナンバーカードの取得状況を示せ。

村長 令和3年11月1日現在の交付枚数率は54・6%で、全国で23番目、県内では3番目となっている。

問 更新の案内には、ポイントの付与に関する情報も添えられているが、付与の申込みはスマホから直接入力する方法が紹介されている。更新の対象者は全員がスマホは持っているという前提で配布し

ており、持たない人は入力できないし、持っていないも、専門用語で書かれているため、高齢者には全く内容が理解できない。こうした対応についても不満を感じているが、内容が分からず手続をしなかった方も大勢いると思われるが、今でもポイントの付与はあるのか。

村長 令和3年4月末までに申請をした人が対象であるため、既に取得している人も対象となる。なお、令和3年11月19日に「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」が閣議決定され、マイナポイント第2弾の実施が打ち出されたが、現段階では詳細が明らかとなっておらず、分かり次第、第1弾と同様に、広報しようや窓口などでお知らせをするものとしている。

議会活動を報告します

議会活動報告

議員勉強会

◎日時

令和3年12月1日

◎場所 会津大学

◎参加議員 7名

◎目的

「情報通信技術の現状」をテーマに、第6次振興計画の取組事業でもある公共インフラWiFi整備によるメリットやデメリット等について学ぶ。



来室報告

令和4年1月17日

農業委員会会長が来室され、昭和村農業施策に関する意見書について、正副議長がお話を伺いました。



表紙の写真について

「団子刺し」は会津の冬の伝統行事の一つで、古くから小正月に行う習わしがあり「無病息災・一家繁栄・五穀豊穡・商売繁盛」など様々な願いが込められているそうです。



● 令和4年第1回定例会のお知らせ ●

令和4年第1回定例会は、3月4日から8日までの日程で予定されています。一般質問は7日の予定です

傍聴の際はマスクの着用、手指の消毒をお願いいたします。

編集後記

令和4年「寅年」を迎え、新たな気持ちで議会だよりをお届けいたします。

さて、世間では新型コロナウイルス「オミクロン株」が猛威を振るい、第6波の影響で行動が制限され、連日の降雪で除雪対応に追われ、精神的、身体的にも疲れを感じざるを得ません。事態の長期化により、慣れが生じ、つい油断しがちになります。今後、感染予防に徹底し、健康に留意して過ごしたいと思います。

我々、議員一同、一刻も早い新型コロナウイルス感染症の収束と、春の到来を、心より願うばかりです。

(菅家敏章)

編集委員

委員長 東原 源伯
副委員長 渡部 節雄
委員 菅家 敏章
馬場 政之